

## 開催レポート

IPTVアクセシビリティコンソーシアム オンラインセミナー

# 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション 施策推進法をどういかにするか

日時 | 2023年3月7日（火）14:00-16:00（オンライン開催）

主催 | IPTVアクセシビリティコンソーシアム

### 開会挨拶

川森 雅仁 氏  
(IPTVアクセシビリティコンソーシアム副理事長/慶應義塾大学大学院 特任教授)

### 基調報告

「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の概要について  
原田 潔 氏(公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会 事業振興部長)

### トークセッション

コーディネーター  
堤 修一 氏(ブロードメディア株式会社事業部長)

### ご発言者

河原 雅浩 氏 (一般財団法人 全日本ろうあ連盟理事 / 情報・コミュニケーション委員会副委員長)  
西 恵美 氏 (一般社団法人 全国手をつなぐ育成会連合会副会長)  
指田 忠司 氏 (社会福祉法人 日本盲人福祉委員会常務理事) \*文昌発言

### 特別報告

エクアドルにおけるJICA事業について  
中谷 彰宏 氏(株式会社アステム 執行役員)  
アイ・ドラゴンの新たな展開  
西田 浩文 氏(認定NPO法人 障害者放送通信機構事務局長)  
Jアラートとアイ・ドラゴン、テレビコントローラーの連携システム  
千葉 寿 氏(岩手大学)

### 開会挨拶

山本 秀樹 氏(沖電気工業株式会社 映像配信事業責任者)

## 開会挨拶

IPTVアクセシビリティコンソーシアム副理事長／慶應義塾大学大学院特任教授 川森 雅仁 氏



私が参加しております国連 I T U（国際電気通信連合）のアクセシビリティについて簡単にご報告いたします。

I T Uでは I P T Vアクセシビリティコンソーシアムでも推奨しております、F.702でも勧告されておりこれが国際標準とされていますが、これにあわせてまたいくつかの文書が新たに作成されました。その中で特筆すべきはWHOと I T Uが共同で勧告化した国際標準、遠隔医療へのアクセシビリティというものです。これはWHOからも共同標準として全世界の病院や保険省などの政府機関に関して推薦すると発表されています。既にアイルランドなどでは、この仕様が標準として認められています。

アクセシビリティに関する動きが世界的にさらに活発になっていくと考えられています。その中で日本でも情報アクセシビリティに関する法律が新たにでき、これからますますアクセシビリティの重要度が国内でも高まっていくと思います。その点でも今日のセミナーは重要だと思いますのでぜひしっかりお話を聞いていただければと思います。

「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の概要について

公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会 事業振興部長 原田 潔 氏

「障害者情報アクセシビリティ・  
コミュニケーション施策推進法」  
の概要について

日本障害者リハビリテーション協会 原田潔



私は障害者団体や障害分野の専門職団体、ICT利用支援をしている団体の連携やネットワークに関わる事務局をいくつか担当しています。障害者団体の方と法律の制定間近に議員連盟や法制局との話し合いなどに一緒に参加させていただき、成立の経過を見聞きすることができました。その観点から私の存じ上げていることを共有させていただきたいと思います。

# 1. 法について

## 1. 運動の背景

「情報・コミュニケーション法(仮称)」制定を目指して

- ・「聴覚障害者制度改革推進中央本部(2010~)(\*)」により、全国署名運動、パンフレット普及運動などを実施。  
(\*)ろう者、難聴・中途失聴者、盲ろう者の全国当事者団体、手話通訳、要約筆記の全国支援団体による

・[情報・コミュニケーション法\(仮称\)の骨格提言](#) (2012年)

・リーフレット「[情報・コミュニケーション法\(仮称\)制定を目指して](#)」(2015年)

・「障害児者の情報コミュニケーション推進に関する議員連盟」

読書バリアフリー法(2019)、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法(2022)の実現

この法律の成立の背景です。2010年ごろから障害者団体による法律の制定に向けた幅広い運動が行われました。例えば、法律の骨格提言を出したり、リーフレットを作って配布したり、全国的な署名運動を行うなどの取り組みです。スライドには主に聴覚障害者関係団体のことを書いていますが、早い段階から視覚障害者団体も一緒にさまざまな取り組みをしてきました。

「障害児者の情報・コミュニケーションに関する議員連盟」という超党派の議員連盟がありますが、ここでこの法律について取り上げていただいて議員立法という形で法律が提案され、昨年にこの法律が成立したということになります。

### 団体紹介

**聴覚障害者制度改革推進中央本部**  
聴覚障害者(ろう者、難聴者・中途失聴者)、盲ろう者の当事者3団体と、手話通訳・要約筆記などの支援者3団体とともに構成している団体。「情報・コミュニケーション法(仮称)」制定に向けて普及・啓発活動を行っています。

一般社団法人 **全日本ろうあ連盟**  
手話の普及とろう者の社会参加と自立を推進する、全国唯一のろう者の当事者団体。

一般社団法人 **全日本難聴者・中途失聴者団体連合会**  
難聴者・中途失聴者に対する施策の充実普及のための諸事業等を行う全国団体。

社会福祉法人 **全国盲ろう者協会**  
視覚と聴覚に何らかの障害を併せ持っている方々の福祉向上と自立するための支援をする全国団体。

一般社団法人 **全国手話通訳問題研究会**  
手話や手話通訳、聴覚障害者問題についての研究・運動を行う全国団体。

一般社団法人 **日本手話通訳士協会**  
手話通訳士の資質および専門的技術の向上と手話通訳制度の発展に寄与することを目的とする全国団体。

特定非営利活動法人 **全国要約筆記問題研究会**  
要約筆記(文字による通訳)や字幕など、幅広く文字での情報保障・研究・運動を行う全国団体。

### 情報・コミュニケーション法(仮称)はなぜ必要?

日本は障害者権利条約を批准し、2016年4月には障害者差別解消法がスタートします。障害者へ理解がひきまわりつつありますが、聴覚障害者、盲ろう者をはじめ、(話すこと、聞くこと、見ること、書くこと、読むこと、認知すること)に困難がある人達は、情報アクセス、コミュニケーションの保障、その他の必要な支援が十分でないため、社会参加が制限され、日常生活を送る上でも様々な困難を強いられています。

「情報・コミュニケーション法(仮称)」は聞こえない人や見えにくい人等、すべての障害者のあらゆる情報へのアクセスやコミュニケーションを保障する法律で、「障害者差別解消法」をふまえて情報アクセス・コミュニケーションの支援を拡充する役割を持ちます。

わたしたちは1日も早く「情報・コミュニケーション法(仮称)」ができるよう求めています。

**簡単な手話を覚えてみましょう。**

ありがとう	すみません
よろしくお願いします	何?
わかりました	わかりません

### 情報・コミュニケーション法(仮称)制定を目指して

**情報アクセス・コミュニケーションの保障は生きる権利**

聴覚障害者制度改革推進中央本部事務局  
(全日本ろうあ連盟発付)  
TEL: 03-3268-8847  
FAX: 03-3267-3445  
E-mail: info@hdd.or.jp

これは運動の中で作られたリーフレットです。運動の最後の段階になりますと、情報アクセシビリティは視聴覚障害者だけの問題ではなく、すべての障害者にとって大事だということで、日本障害フォーラムという幅広い団体が参加したネットワークで取り組みをし、議員連盟の方と意見交換をしたり法制局との話し合いなどに参加しました。

## 2. 障害者権利条約との関連

### ・第9条 アクセシビリティ

#### 建物、施設、設備、交通、サービス、情報等へのアクセス

※アクセスするのは本人(本人中心の考え方。権利性)→支援・サービス提供者の視点ではない

権利条約公定訳では「施設及びサービス等の利用の容易さ」と意識。

「アクセシビリティ」の語は、法文レベルでは使用されていない。

ただし「障害者基本計画」、「放送分野における情報アクセシビリティに関する指針」、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」など行政計画では使用。

〔下記「総括所見」政府仮訳では、括弧書きで(アクセシビリティ)を使用。〕

### ・障害者権利条約の初回審査(2022年)の総括所見で、この法律が「肯定的側面」として言及される

この法律と障害者権利条約との関連について少し触れさせていただきます。権利条約の第9条に「アクセシビリティ」というところがあります。ここで言われている「アクセシビリティ」には情報だけではなく建物、施設設備、交通、サービスなど幅広いものが含まれています。これとは別に第21条にも「情報へのアクセス」という条項があります。障害者権利条約のこうした考え方が、法律が制定された背景にあると考えられます。

権利条約の中には、本人がいかに情報などにアクセスするかという、本人中心の考え方があります。本人の権利に関わることです。

こうした考え方を含む概念ですので、なかなか日本語には訳しづらいです。障害分野では、「アクセシビリティ」という語は、このセミナーのタイトルにもあるように広く使われていますが、まだ日本語としてそれほど一般的ではないということで、法律の正式な名称や、法律の本文の中では使っていない状況です。障害者権利条約の公定訳でも、意識がされています。ただ障害者基本計画など行政の計画や指針では、「アクセシビリティ」というカタカナ語がそのまま使われるようになっています。

もう1つ障害者権利条約の関連でいいますと、昨年、日本が批准してから初めての審査が国連でありました。そこで出された総括初見と呼ばれる勧告がありますが、この中でこの法律が肯定的側面、つまり「いい取り組み」として挙げられています。

### 3. 審議過程

- 2022年4月12日 参議院厚生労働委員会で提出・可決
- 4月13日 参議院本会議可決
- 5月18日 衆議院厚生労働委員会可決(附帯決議あり)
- 5月19日 衆議院本会議可決
- 5月25日 **公布・施行**  
共管省庁(※)の連名で施行通知(地方自治体宛)  
(※内閣府、デジタル庁、総務省、厚労省、経産省)

審議の過程ですが、昨年(2021年)の4月参議院に提案され、5月に衆議院では付帯決議も出されて可決成立し、5月25日に公布、施行されました。内閣府、デジタル庁、総務省、厚労省、経産省という5つの省庁が共同で所管しています。

### 4. 法文について

名称:

**「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の  
推進に関する法律」**

略称:

**「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」**

→「アクセシビリティ」の語は略称として使用

次に法律の中身についてご説明します。名称ですが正式には「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通にかかる施策の推進に関する法律」という長い名前です。「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」は略称となります。

「アクセシビリティ」という語は先程申し上げました通り、法律の正式な名称や本文ではまだ使うことが出来ないようです。障害者基本計画などの行政のさまざまな計画、文書では、こ

の略称や「アクセシビリティ」という語がそのまま使われています。報道などでもこの略称が普通に使われています。私もなるべく「アクセシビリティ」という語をそのまま使って、少しでも定着するようにと心がけています。

## 4. 法文について

**第一条 目的：** 障害者基本法の目的規定を踏まえる

**第二条 定義：** 「障害者」とは、障害者基本法に規定する障害者をいう。

※障害者基本法を通じて、障害者権利条約による考え方(人権の尊重、共生社会、社会モデル・社会的障壁など)との関連が確保されていると考えられる

→ 情報の仕組みは社会参加を促進もするし障壁にもなる

第1条「目的」ですが、障害者基本法の目的規定をかなり踏まえた内容になっています。第2条「定義」では、「『障害者』とは、障害者基本法……に規定する障害者をいう」としてあります。障害者基本法の障害者は、あらゆる障害種別を含み、障害者手帳を持っている、持っていないにかかわらず、大変幅広い法律上の定義です。障害者基本法は、最後に大きな改正があったのは2011年ですが、これは障害者権利条約を日本が批准するための改正でした。障害者権利条約にある人権の尊重、共生社会（インクルーシブな社会）、社会モデルや社会的障壁といった社会との関わり、そうした考え方が基本法に反映されていると見ることができます。この障害者基本法を通じて間接的に、この法律も障害者権利条約の考え方とつながっているとと言えると思います。

## 4. 法文について

### 第三条 基本理念:

- ・情報の取得・利用・意思疎通の手段の選択(可能な限り)

参考:障害者基本法三条三

「言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての  
選択の機会が確保」

「情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大」(可能な限り)

- ・すべての地域で等しく
- ・同一の内容の情報を同一の時点で取得できる(可能な限り)
- ・デジタル社会におけるネットワーク・技術の活用

第3条の「基本理念」は4つあります。1つ目は情報の取得・利用・意思疎通の手段、選択を本人ができるということです。「可能な限り」という限定がついてはいますが、本人がそうしたものを選択できることが基本に挙げられているということです。障害者基本法第3条3項の考え方かなり近く、これを踏まえた理念だと思えます。2つ目は、すべての地域で等しく情報の取得、利用ができると述べています。これは「可能な限り」と限定をつけずに言い切っています。情報の地域格差が言われますが、それをなくしていくことが理念に挙げられているということです。3つ目は、同一の内容の情報を同一の時点で取得できるようにということです。これも「可能な限り」とされていますが、こうしたことも挙げられています。4つ目が、デジタル社会におけるネットワーク技術の活用です。最新の技術を反映していくということです。

## 4. 法文について

### **第四条 国及び地方公共団体の責務:**

施策を策定し実施する責務を有する(国・地域レベル)  
障害者でない者にも資することを認識(ユニバーサルデザイン)

### **第五条 事業者の責務:**

障害者が情報取得・利用・意思疎通できるよう努める  
国・地方の施策に協力するよう努める

### **第六条 国民の責務: 関心と理解を深めるよう努める**

### **第七条 連携協力: 国・地方公共団体、事業者等による連携と協力**

第4条は「国及び地方公共団体の責務」です。国や自治体には義務を課しています。また第4条では、障害者のための情報アクセシビリティの施策が「障害者でないものにも資することを認識する」、と述べています。いわゆる「ユニバーサルデザイン」の考え方に通じます。事業者の責務もあげられていますが、ここは「何々できるように努める」という努力義務の規定になっています。

## 4. 法文について

### **第八条 障害者等の意見の尊重:**

国及び地方公共団体は、……障害者、障害児の保護者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めなければならない。

### **第九条 障害者基本計画等との関係:**

障害者基本計画、都道府県障害者計画、市町村障害者計画への反映

※第5次障害者基本計画案に反映されている。

→障害者政策委員会は、障害者権利条約(第33条)の監視機関の位置づけ。

障害者基本計画の実施状況を通じて条約実施を監視するとされる。

障害者白書への記載(令和5年からとなる見込み)

(障害者基本法に基づく)

第8条は「障害者等の意見の尊重」です。施策を講じる際には、障害者や障害児の保護者、その他関係者の意見を聞いて、尊重するよう努めなければならないことが述べられています。

第9条は「障害者基本法計画等との関係」です。障害者基本計画は、障害者基本法に定められた国の計画です。同じく障害者基本法の中に、都道府県や市町村でも障害者計画を作ることが定められています。その計画にこの法律の趣旨を反映させなければならないことが規定されています。この法律独自の計画策定は定めていませんが、国や自治体の障害者計画に反映することで実効性を担保するという考え方になっています。

障害者白書へも法律の実施状況について記載してくださいと書かれています。去年の障害者白書には間に合わなかったのですが、今年の障害者白書からそのことが記載されるのではないかと思います。

## 4. 法文について

### **第十条 法制上の措置：**

政府は、法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

### **第十一条 障害者等による情報取得等に資する機器等：**

- ・開発・普及促進のための助成その他の支援、規格の標準化、情報提供および入手の支援他
- ・居宅における支援、講習会、相談対応（以上、国・地方公共団体）
- ・関係省庁、機器開発する者、障害者等による協議の場を設ける（国）  
→「障害者による情報取得等に資する機器等の開発及び普及の促進並びに質の向上に関する協議の場」内閣府所管。[第1回12月21日開催](#)。

### **第十二条 防犯・防災・緊急の通報：**

- ・体制の整備充実、設備や機器の設置等

第10条では「法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない」とされています。この法律に基づいて、具体的に法改正したり、新たな法律を作ったり、または財源を確保しなければならない、ということです。この法律はいわゆる「理念法」と考えられる一方、このような議員立法の中で、法制上、財政上の措置が述べられていることは珍しいと聞きます。

次に第11条に「障害者等による情報取得等に資する機器等」とあります。機器の開発普及、情報提供および入手の支援、相談や講習会の開催などについて述べています。またここでは、関係省庁や機器開発する者、障害者等による協議の場を設けるとされています。これについては昨年12月から内閣府が担当する形で5つの省庁が参加して協議の場が既に開催されています。第2回が3月、まもなく開催されると聞いています。内閣府のホームページにこの情報が出ていますが、協議の内容は非公開とされています。今後の展開が期待されるところです。

## 4. 法文について

**第十三条 日常生活及び社会生活を営むために必要な分野に係る施策：**

「医療、介護、保健、福祉、教育、労働、交通、電気通信、放送、文化芸術、スポーツ、レクリエーション、司法手続その他」

→「選挙」は例示されなかった。（公職選挙法との関り）

「意思疎通支援者」の確保、養成、資質の向上

→ICT技術だけでなく、人的支援も実施

「医療、介護、保健若しくは福祉に係るサービスを提供する者、学校の設置者、事業主、交通施設（移動施設を含む。）を設置する事業者、電気通信若しくは放送の役務を提供する事業者又は文化芸術施設、スポーツ施設若しくはレクリエーション施設の管理若しくは運営を行う者」の取組を支援

第13条には「日常生活及び社会生活を営むために必要な分野に係る施策」ということで多様な分野が例示されています。医療、介護、保健、福祉、教育などたくさんありますが、司法手続も入っています。残念ながらこの中に選挙は挙げられませんでした。法律の対象としては、選挙を含むあらゆるものが想定されているとのことですが、法律の中に文言としては例示していただけなかったということです。ここに選挙を含めてほしいという要望もあったのですが、具体的なことは公職選挙法で定めるということで、例示されるには至りませんでした。今後は「法政上の措置」として、公職選挙法を含む法制度も見直しながら選挙における情報のアクセシビリティがさらに進んでほしいと思っています。

司法手続については、昨年民事訴訟法が改正され、訴訟手続のIT化が進んでいるのですが、その中で障害者のアクセスを拡充するという申し合わせがあり、この例示が含まれたと理解しています。まもなく民事司法へのアクセスについて障害者団体と法曹三者との意見交換が始まるところです。

もう一つ、意思疎通支援者の確保、養成、資質の向上についても述べられています。いわゆる技術面だけではなく人による情報保障や人的支援も対象になるということです。意思疎通が行われる場がすべてユニバーサルなデザインになっていることが理想ですが、現状では必ずしもそうではありません。そういう場合には人による情報保障、支援なども含めて、情報へのアクセスを確保していくという考え方になっています。

## 4. 法文について

**第十四条 障害者からの相談及び障害者に提供する情報**: →情報の双方向性

**第十五条 国民の関心及び理解の増進**: 広報、啓発等

(意思疎通支援者が果たす役割等に関する広報活動及び啓発活動を含む)

**第十六条 調査研究の推進等**

第14条は、「障害者からの相談及び障害者に提供する情報」です。障害者の立場から見て、一方通行ではなく、情報取得も情報発信も双方向が確保されているという説明がされています。その他「広報、啓発、調査研究」も述べられています。

### 附帯決議 (5月18日 衆議院厚生労働委員会):

- ・情報通信機器・役務の公共調達制度の検討
- ・法の見直しなどの措置(障害者基本計画の実施状況を踏まえ)
- ・相談窓口の設置を検討
- ・財政的措置を含めた検討→行政機関の書類、災害時、選挙、資格試験等
- ・手話言語法の立法を含め、手話に関する施策充実の検討

附帯決議は、5月18日に衆議院厚生労働委員会でなされました。5項目ありますが1つ目は、情報通信技術やサービスの公共調達制度の検討についてです。法律の中では残念ながら触れられていませんが、公が情報通信機器やサービスを調達する際のアクセシビリティの要件を設ける仕組みです。アメリカのリハビリテーション法508条などに例がありますが、こういうものも日本で検討してくださいということです。2つ目が法の見直し措置です。法律の本文には法の見

直しや検討の規定は書かれていませんが、今後の実施状況を踏まえて見直しも検討してくださいということが決議されています。3つ目が相談窓口の設置、4つ目が財政的措置を含めた検討です。先程、法制上、財政上の措置と言いましたが、ここでも改めてそれを行うようにと決議されています。5つ目に、手話言語法の立法も含めて手話に関する施策充実の検討をしてくださいということが、特に述べられています。

## 5. まとめ

- ・障害者基本法の理念を反映。(基本法を通じて障害者権利条約は間接的に反映)
- ・障害者基本計画(都道府県・市町村障害者計画)を通じた実施促進が可能。  
(独自の計画や目標策定は定められていない)
- ・機器と技術、人的支援を含み、生活のあらゆる場면을想定している。
- ・法制上財政上の措置を講じなければならないとする。
- ・理念法であり、具体的な義務や事業は記載されていない。
- ・法そのものの見直し・検討規定はない。
- ・官民を含めて、法の活用は可能であり、かつ求められる。  
(法令や施策の向上、予算の確保／事業の創設・実施、啓発・調査研究等)

最後に振り返ってまとめをします。この法律は障害者基本法のさまざまな考え方を反映しています。その基本法を通じて障害者権利条約とも間接的につながっていると言えると思います。障害者基本計画や都道府県、市町村の障害者計画を通じて実施促進が可能という建付けになっています。ただし法律独自の計画や目標を作ることは定められていません。機器と技術、人的支援も含め、生活のあらゆる場면을想定しています。それから法制上、財政上の措置を講じなければならないとしていることも特徴です。そのように幅広い可能性のある法律ですが、いわゆる「理念法」であって、具体的にこういう事業をやりなさいということは記載されていません。また法律そのものの中に検討規定は設けられていません。

この法律を活用して、行政でも民間でもさまざまな事業や研究をしていくことは可能ですし、せっかく作られた法律なので、育てていく観点も必要かと思います。今日のようなセミナーで共に学び合うことも含め、今後、この法律を情報アクセシビリティの推進に役立てていければいいと思っているところです。

## II. 関連する施策動向

### 1. [第5次障害者基本計画案](#)

- ・「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」について言及
- ・本法に基づく「3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実」の独立した項目あり
- ・「横断的視点」に「社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上」  
「アクセシビリティ向上に資する新技術の利活用の推進」
- ・その他、「アクセシビリティ」の考え方・用語が多用

関連する施策動向についても触れておきます。第5次障害者基本計画については、内閣府の障害者政策委員会で原案が作られたあと、今年に入ってから意見募集も行われました。この中でもこの法律について言及され、様々な所で考え方が反映されています。

### 2. 令和5年障害保健福祉部予算案

([厚労省ホームページより](#))

#### 1 障害福祉サービスの確保、地域生活支援などの推進

##### (12) 障害者等の自立・社会参加支援の推進

###### ① 障害者の情報アクセシビリティ・コミュニケーション支援

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の成立等を踏まえ、手話通訳者をはじめとする意思疎通支援従事者の確保やICT機器の利用支援の取組、読書環境の整備の促進等を行う。

厚生労働省の令和5年障害保健福祉部予算案でもこの法律について特に触れたうえで、情報アクセシビリティに関する予算が示されています。

### 3. 総務省の施策

#### 「視聴覚障害者等向け放送の充実に関する研究会」

- ・「放送分野における情報アクセシビリティに関する指針(2018-2027)」の中間見直しについて検討
- ・2022年11月～2023年3月まで。意見募集ののち新指針が公表予定。

#### 「放送分野における情報アクセシビリティに関する指針」:

- ・放送法第4条第2項等を踏まえ、字幕放送、解説放送及び手話放送の普及目標を定める
- ・本指針の運用に当たっては、障害者権利条約、障害者基本法、障害者差別解消法等に鑑みる。
- ・毎年度実績をとりまとめて公表を行う

総務省の施策に関しては、「放送分野における情報アクセシビリティ指針」（字幕、解説、手話放送に関する指針）が、今年ちょうど5年目にあたるため、中間見直しの研究会が行われています。私もこの研究会に出させていただきますが、研究会でもこの法律について取り上げられ、見直しされた指針にはこの法律のことが書き込まれる見込みであると聞いています。

以上です。どうもありがとうございました。

コーディネーター

ブロードメディア株式会社 事業部長 堤 修一 氏



このセッションでは基調講演でお話しのあった「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法（障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律）」に関連して各団体の方からお話しをお伺いしたいと思います。

私の仕事は海外及び国内のコンテンツに対して吹替や字幕の制作を行うことです。併せて難聴者用字幕制作、音声解説制作も業務になっており、最近ネットフリックスなど海外SVODプラットフォームでは、この4つの制作をまとめて発注するクライアントも多くなってきています。私たちのクライアントとしては、海外のSVODプラットフォーム、海外の著作権元、例えばワーナー、ディズニーなどや、国内放送局、国内の著作権元等になるのですが、現在当社で音声解説制作の発注先は殆ど海外クライアントからとなっており国内からの発注では映画館での上映用としてはありますが、放送やVODでの使用用途としてはあまりありません。

ところが、昨年成立した「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」や来年施行の「障害者差別解消法」の影響から国内の権利元等から「難聴者字幕や音声解説を作成しなければならないのか」と言うご質問を頂きます。一部では、「絶対に付けなければならない」と言う説明をされている方もいらっしゃるとかで、これは権利元が付けるものなのか？サービスを実施している放送局やVODプラットフォームが付けるものなのか等、混乱されているような話もお聞きしています。法律で「努力義務」から「義務」に変わったらしいとか、「合理的配慮」って何をすれば良いのか等、エンタメ業界の中ではまだまだ理解が乏しい状態かもしれないと思っています。

ところで、この法律が施行されること自体について、私はこれはこれで良い方向に向かっていくのだろうと考えるのですが、実際に制作に携わる身として切実に思うことは、法整備もされ難聴者字幕や音声解説、ルビ表現等を実施する際に、これを実際に制作作業をする人材の育成、確保が実際には行われていないと言う事実があります。

ご存じだと思いますが、字幕制作も音声解説ディスクライバーも短期間で養成が出来るものではありません。しかし人材を養成するための公の機関は現在国内に存在せず、一部民間で育成をしていますがその育成の際のカリキュラムや資格化などには決まりはありません。

今後このあたりもしっかりと教育養成機関を障害者と共に作っていく必要があるのではと思います。それでは各団体の方からもご意見をお伺いしてまいります。

指定発言

一般財団法人 全日本ろうあ連盟理事/情報・コミュニケーション委員会副委員長

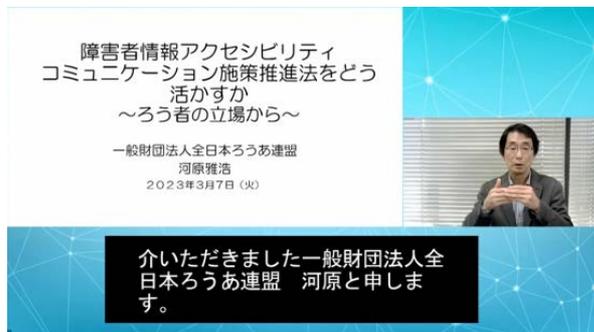
河原 雅浩 氏

障害者情報アクセシビリティ  
コミュニケーション施策推進法をどう活かす  
か  
～ろう者の立場から～

一般財団法人全日本ろうあ連盟

河原雅浩

2023年3月7日(火)



全日本ろうあ連盟は、10数年前から続けてきた「情報・コミュニケーション法（仮称）」制定を目指す運動の中心的な役割を担った団体です。

この運動の結果、今回の法律が施行されたことは、我々団体としても大変喜ばしいこと

です。この法律をどのように利用していくかについては、幅広い分野で利用していくことが必要であると思っています。今日は特に放送、ネット関係に絞って私からお話させていただきます。

## 聴覚障害者と言語、 情報取得及びコミュニケーション

	主に使用する言語	情報取得及び コミュニケーション手段
ろう者 (盲ろう者の一部含む)	手話言語	手話言語・手話言語通訳
ろう者以外 (難聴者・中途失聴者等)	日本語	筆談・字幕・要約筆記

最初に、聴覚障害者についてお話しさせていただきます。一般的に聴覚障害者といいますがさまざまな方がいらっしゃいます。大きく分けると2つになります。まず1つ目は「ろう者」で盲ろう者の一部も含みます。これはろう者として生活しておられ、途中で見えなくなった方も含まれるということです。この方たちは手話言語を使用しています。情報取得またコミュニケーション手段は手話言語、手話言語通訳を介して行っております。2つ目は、ろう者以外。これは一般的に難聴者、また中途失聴者にあたります。このろう者以外の方が日々使用される言語は日本語です。聞こえる方が使っている言語と同じ日本語を使用します。情報取得またはコミュニケーション方法は筆談、字幕、要約筆記を介して行っております。私たち、ろう者の中には日本語が十分にできる人もいれば、日本語があまり得意ではない方もおられます。日本語があまり得意ではない方は、日本語の文章を読むことは困難です。日本語の文章を読んでもすぐに内容を理解できるかというところがなかなか難しい状態にあります。

例えばテレビの字幕。字幕が付与されていても、これを読んで内容をつかむことがなかなか難しい方もおられます。さらに、テレビの字幕は大変早く文字が流れていきますので、読んでいるうちに消えてしまい、内容を把握できないという事態が起こってしまいます。ですので字幕ではなく手話をみたい、手話の方がいいという声もたくさん寄せられています。実は、この状況について一般の方はまだまだ知らない方がたくさんいらっしゃいます。一般の方は、ろう者のために字幕を付与すれば大丈夫だ、問題ないと考える方もたくさんおられます。でも実際はそうではなく、手話言語を使用されて生活されている人のためには手話言語での情報提供、コミュニケーションが必要です。このことについての理解を求めたいと思います。

## 障害者の情報アクセシビリティ・コミュニケーションの保障の必要性

情報アクセシビリティ・コミュニケーションの保障は生きる権利（意思疎通）は、すべての障害者が、社会を構成する一員として、あらゆる分野の活動に参加するために必要なこと



情報へのアクセシビリティ・コミュニケーションの保障は生きる権利

## 障害者の情報アクセシビリティ・コミュニケーションの保障の必要性

情報アクセシビリティ・コミュニケーションの保障は生きる権利（意思疎通）は、すべての障害者が、社会を構成する一員として、あらゆる分野の活動に参加するために必要なこと

この情報を得ることと、いろいろな人とコミュニケーションすることが、特に聴覚障害者にとっては困難であり、大きなバリアとなっている。

情報へのアクセシビリティ・コミュニケーションの保障は生きる権利

情報アクセシビリティ・コミュニケーションの保障の必要性について、これは皆さんご存じのように、人はみな情報を得て状況を把握します。そしてこれに基づいて判断をし行動していきます。またさまざまな情報を取得しその中でさまざまなことを学び、知識をつけその知識を蓄えそれを利用して生活をしています。特に災害や非常事態のとき、正しい情報を早く取得しなければいけません。そしてこれまでの知識に照らし合わせ、適切な行動をとることが必要になってきます。それができない場合には命にかかわる問題がおきることもあります。このようにさまざまな情報を取得することは人間の生活、また生きていく上で絶対、必要なことです。

けれども、この情報取得ができることだけではまだ足りません。人間は生きていく上で、社会参加をすることが必要です。人間は誰しも、1人では生きていけません。社会参加をして、その中で生きていくことが必要です。この社会参加のためには、さまざまな人とのコミュニケーションが必要となってきます。以前全日本ろうあ連盟は情報アクセシビリティ、コミュニケーションの保障は生きるために必要な権利であると社会に訴えてきました。この情報を取得すること、いろいろな人とコミュニケーションをとることは、私たち聴覚障害者にとって非常に困難で大きなバリアです。したがって今回情報アクセシビリティ・コミュニケーション施行推進法が制定されたことは、非常に大きな意味があると考えています。

## 基本理念(第3条)

1. 情報の取得・利用、意思疎通の手段について、可能な限り、障害の種類・程度に応じた手段を選択することができるようにする。

手話言語の選択(手話放送の拡充)

2. どの地域でも、同じように情報を十分に取得・利用し、円滑に意思疎通を図ることができるようにする。

手話、字幕放送の地域格差の解消

この法律が制定されたあとどのように今後進めていくかについてお話しします。第3条の基本理念について話します。1つ目、情報の取得、これは非常に重要なことです。誰しもが同じ情報を同時に入手、取得する、これがコミュニケーションの基盤となってきます。他の人が持っている情報を聴覚障害者が持っていないことになれば、コミュニケーションをとることができません。情報共有が非常に大切になってきます。現在情報取得の方法は多様化していますが、それでも半分以上はテレビ、ネットからの取得だといわれています。テレビの字幕の割合というのは、以前に比べると改善はされてきています。しかしすべての放送番組に字幕が付与しているかという、そうではありません。手話放送についてはほとんどない状況です。ネットの中の情報というのは、動画もありますが字幕も少なく、手話は全くないと言っていいほどです。

字幕をつけたから大丈夫、それでいいと言われる方もおられますが、基本理念に書いてある通り、障害の種類、程度に合わせて障害者が情報取得の方法を選択することが大切です。つまり字幕だけではなく、手話も選択できるようにすることが必要となってきます。冒頭にお話ししましたように、手話言語を使用し生活をされていて、手話言語で情報を取得したい、コミュ

ニケーションを取りたいという方がおられますので、手話言語での情報取得、コミュニケーションの保障が必要です。このことからテレビ、またネットの動画などには、手話、字幕、両方を付与することが必要です。

基本理念第3条の2番目、どこにいても同じように情報を取得できる、またコミュニケーションができるようにするということが書かれています。字幕の割合は大きくなりましたが、地方の番組などには、まだまだな状態です。手話に関していいますと、殆どない状態です。

そのなかで岡山放送の取り組みは、全国でも珍しく手話放送に非常に熱心に取り組まれています。岡山に在住のろう者はこの番組を見て、楽しむことができます。けれども岡山以外のろう者はこの番組を見ることができません。このように地域格差が出てきています。そうではなく、全国どこにいても同じ情報取得ができるように字幕、手話を付与するべきだと思います。このような地域格差をなくし、全国どこにいてもろう者が手話放送を見れるようにする必要があると思っています。

### 基本理念(第3条)

3. 障害者が、可能な限り、障害者でない者と同時に、同じ内容の情報を取得することができるようにする。

全ての同じ情報をリアルタイムで

4. 高度情報通信ネットワークの利用や情報通信技術を活用して、必要とする情報を十分に取得・利用し、円滑に意思疎通を図ることができるようにする。

IPTVの普及促進

3つ目は非常に大事な点です。これまで、テレビ放送で最初に放送された時は手話が付与されておらず、1日、2日後に再放送として手話が付与されたものが放送されるというものが時々見られます。行政からの情報もそうです。インターネットの情報、配信なども後日、手話をつけて放送されることが多いです。けれどもこれは私達ろう者にとっては情報取得が遅れることにつながります。緊急事態の時にこの情報取得が遅れることは命にかかわる場合もあり、大変懸念される点です。また、内容をまとめたものが字幕として付与されるものもあります。けれどもこれは聞こえない人が聞こえる人と、同等の内容の情報取得ができないということになります。また、手話でも同等の内容の情報を取得できることを求めたいと思います。

聞こえる人が取得する情報と同じものを、聞こえる人と同時に聴覚障害者も取得することができるということが非常に大切です。テレビの放送、またネットでの放送、動画配信も含めて、全てに当初からの字幕、手話の付与を求めたいです。特に現在、NHKでは国会放送が時々あります。私たちも自分たちに関係のある内容の場合は、国会放送を見てテレビから情報を取得したいと思います。けれども字幕も手話も付与されていませんので何もわからない状況です。各自治体でも同じような状況があります。全国の都道府県、また行政が作る番組放送、または動画には必ず手話、字幕を付与して、聞こえる人と同時に情報が取得できるように配信をしてほしいと思います。堤様が字幕の付与に熱心に取り組まれているお話を伺い、大変ありがたく思っています。字幕も大切ですが、私達にとっては手話言語も大変大切な情報取得の手段になりますので、手話の付与に関する技術の開発を早く進めていただければと思っています。

4つ目、手話を付与する技術は、現在まだまだ難しい面があるかもしれません。字幕の付与も時間的に遅れることがあります。そういった放送上の様々な問題が起こっています。字幕、手話を付与する番組でも、付与する場所、見やすいかどうかというところも大変重要になってきますので、そのあたりの技術、機器の開発の促進に期待したいと思います。これにより、字幕、手話の付与が一層進めばいいと思っています。

## 障害者による情報取得等に資する機器等 (第11条)

**国及び地方公共団体は、情報通信機器・サービスの普及、促進のために以下の施策を行う。**

- ①開発・普及促進のための助成その他の支援、規格の標準化、情報提供および入手の支援他
- ②居宅における支援、講習会、相談対応

**国は、関係行政機関の職員、機器等の開発・提供者、障害者や関係者による協議の場**を設ける。

## 付帯決議(衆議院・抜粋)

5 本法同様に47全都道府県と1,741全市区町村の議会から制定を求める意見書が国に提出されていることを踏まえ、**手話言語法の立法**を含め、手話に関する施策の一層の充実の検討を進めること。

第11条に書かれてある事業者の機器、サービスの開発、及び普及の支援は、非常に重要であり、この11条を活かして、サービス、機器の開発を進めていただければうれしいと思います。このフォーラムで今回このテーマを取り上げたのは、大きな意味があると思います。ろう者、聞こえる人、聞こえない人皆で、放送における字幕や手話の付与など、情報取得の保障について今後意見を深めていければと思います。そして、すべての障害者が皆同じように情報取得し、コミュニケーションでき、社会参加できるような社会につなげていきたいと思います。

最後に附帯決議には、手話言語法の立法について書かれています。我々ろう者は、情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法による施策と合わせて、生まれたときから手話言語を獲得し、また手話で学ぶ、そして手話を学ぶ、社会参加したあとも、手話で様々な情報を取得し、コミュニケーションが取れる社会を目指しています。そのために手話言語法の早急な立法を求めたいと思います。

## 指定発言

一般社団法人 全国手をつなぐ育成会連合会副会長 西 恵美 氏



全国手をつなぐ育成会連合会は、昭和27年から始まった知的障害児の親の会です。私の知的障害のある娘は今37歳です。娘が小さい頃、障害者の情報保障と言えるようなものはほとんどなかったように思います。娘は重度の知的障害があり、今でもNHKの「おかあさんといっしょ」などの幼児番組を繰り返し見るのが精一杯で

ですので、最近まで知的障害者への情報のアクセシビリティについてなど考えたことはありませんでした。ただ障害のある娘と学齢期の兄とを抱え、ゆっくり新聞を読んでもいられない時に、あの有名な池上彰さんがお父さん役として出演なさっていたNHK「週刊子どもニュース」を、息子が楽しみに見ていました。難しい政治や、戦争の話などをとてもわかりやすく解説されていたので、子どもにもこうやってわかりやすく教えてくださるのはいいなあと思っていました。

年月が過ぎ育成会で地元の本人活動を支援するようになって、利用者の中にはしゃべることは健常者とあまり変わらないけれど、難しい単語や法律のような専門用語、熟語などの理解ができず、固まってしまう人たちがたくさんいることがわかりました。そんな時は支援者の先生たちが「これはね、こういうことなんだよ」と本人が理解できる言葉に置き換えて、お話しをしてくださっているのを見て、なるほどと感心していました。

この話をいただいてから、情報保障は知的障害のある人たちにも当然の権利だと思ようになりました。またこんなこともありました。障害者団体の会合に「ピープル・ファースト」のメンバーも参加していて、その彼は発達障害の仲間が通訳として一緒に来て参加していました。彼がわからない単語が出てくると隣に座っている仲間に「〇〇ってどういう意味？」と聞き、仲間がホワイトボードに解説付きで書いて教えてくれたので、彼はスムーズに会議の中に入れていたようです。とてもいいコンピでした。

ここで私ども現在の「全国手をつなぐ育成会連合会」の取り組みについてお話しします。全育連では、知的障害のある方々を支援する「本人活動支援委員会」を設置して、本人の意思を尊重し本人がよりよい生活が送れるような支援を目指して活動をしています。情報の文章を「ふりがな」をふるだけでなく、内容を噛み砕いて文章にしたり、絵などを差し込んだりする「わかりやすい版」を作っているほか、行政や関係団体が「わかりやすい版」を作成する際の支援を行っています。またLLブックを図書館に置いてもらう取り組みや、公立図書館における知的障害者への代読ボランティアの養成講座への支援も行っています。

ただ全育連として長年の課題になっていることがあります。それは本人の各種会議への委員としての参加や、役員への登用についてです。

先ほどお話した「会合に参加した本人と支援者」の話は、その場が地域の障害者団体の集まりでしたので、議題もわかりやすく手話通訳も入っていました。通常行われる会議よりもゆっくりめで進められ、議事進行が多少遅れても問題なく進めることができていましたので、うまくいっていたということはあると思います。また東京都や大阪府の育成会では、会議に本人委員を加え、発言もされていたということでしたが、その会議に臨むにあたっては、事前に本人にわかるように資料の説明をしたり、本人が緊張しないような配慮も行なっていたということでした。

さてみなさんもお存知の通り、昨年5月に施行された「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の基本理念には、1.障がいの種類・程度に応じた手段を選択できるようにする、2.日常生活・社会生活を営んでいる地域にかかわらず、等しく情報取得等ができるようにする、3.障がい者でない者と同一内容の情報を、同一時点において取得できるようにする、4.高度情報通信ネットワークの利用・情報通信技術の活用を通じて行うの4つが定められています。

そもそも知的障害に関しては各種の情報を本人が理解できる形で提供されているケースがほとんどなく、そのことが社会参加を大きく阻害しているという前提があります。知的障害者に関していえば、大きなポイントは、1.の「障がいの種類・程度に応じた手段を選択できるようにする」ということと3.の「障がい者でない者と同一内容の情報を、同一時点において取得できるようにするこの2点です。

これからは、コミュニケーションツールの新たな開発にAIの活用もどんどん取り入れられてくるのではないかと思いますので、遅れている知的障害者への対応が3の「障がい者でない者と同一内容の情報を同一時点において取得できるようにする。」ということも、可能になっていくのではないかと考えています。

これは聞いた話ですが、国際福祉機器展ではベンチャー企業が「わかりやすい版」の文章換器開発の発表をされていたそうです。詳しくは分かりませんが、素晴らしいなと思った反面少し気になる点があります。最近こんなことがありました。視覚障害の方とご一緒する機会がありまして、その方は中途障害者で点字は利用していないとのこと。ところがスマートフォンを使って説明文書その場で写真を撮って、音声化するソフトを使って聞いていらっしやいました。びっくりしたのはその音訳のスピードの速さです。横で聞いている私には、早すぎて何を言っているのかが聞き取れませんでした。その方に「それは何ですか？」と聞くと「文章を音読してくれるアプリを入れています」とのこと。「私には早すぎて聞き取れないんですが・・・」と言いますと「なれば聞き取れるようになりますよ」との答えが返ってきました。

こんなふうに、瞬時に文章が耳に入ってくるのは素晴らしいと思った一方で、これを知的障害の方に置き換えて考えてみると、難しい専門用語や熟語を瞬時に音声化することは可能でも、この視覚障害の方のように訓練して素早く聞き取ることは、知的障害者には難しいかもしれません。

「知的障害者への情報は、健常者の時間軸の範囲内では収まらない。」それをどう解決していくかです。また、「わかりやすい版」には絵や写真で見せるという手法がありますが、テレビの画面の中にどう反映させていけばいいのかという課題もあると思っています。

とはいえこのような課題が解決できて実用化されて行くことで、知的障害があっても情報に取り残されることのないよう、開発、普及がもっと進んで行くことを願っています。

## 文昌発言

### 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法への期待

社会福祉法人日本盲人福祉委員会 常務理事 指田 忠司 氏

昨年5月、議員立法で障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が制定され各方面から期待が寄せられています。ここでは、視覚障害者の立場から同法の活用に向けた期待について述べてみたいと思います。

#### 1、解説放送のさらなる充実を

テレビ放送における解説放送の充実が叫ばれて久しいのですが、その時間的質的な拡大がいまだ十分ではありません。特にニュース番組における外国語字幕の説明や、緊急時の通報、災害時の情報提供の場面で、画像や字幕のみの情報提供が多く視覚障害者に対する音声での情報提供が十分ではありません。

解決策としては①AI（人工知能）を活用した字幕提示と並行した音声解説の採用、②解説放送のための財源の確保として公的機関の助成とともに民間企業によるコマーシャル提供などが考えられますので、具体的な検討を進めていただきたいと思います。

#### 2、字幕デザインの改良

以前のセミナーでも指摘しましたが字幕提示に当たりロービジョン（弱視）者の存在に配慮してほしいと思います。まず字幕のL型提示はやめてください。ロービジョン者にとっては横長の文字列を提示するのが見やすいと言われていています。また横字幕の提示の場合であっても、

ロービジョン者が見やすいフォントデザインを採用していただくとともに、字間についても留意していただきたいと思います。

### 3、公職選挙における情報提供の充実を

私どもの団体では2004年から国政選挙における候補者の政見、最高裁判所裁判官の国民審査における裁判官の経歴等について一般の選挙公報等に掲載されている内容を点字版、音声版、拡大文字版で提供してきました。この事業にあたっては全国の点字図書館や点字出版所など関係施設の全面的な協力を得て短期間で集中的な作業を行っております。

本来ならばこうした選挙にかかる情報提供については国や都道府県の責任においてなされるべきですが情報提供が必要な対象者の把握、ニーズに応じた適切な提供媒体の作成配布が十分に行われておりません。その意味では障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の具体的な適用事例には上がってはいませんが、ぜひとも視覚障害者の参政権保障のためにこの法律の趣旨を生かして選挙等にかかる情報提供を進めていただきたいと思います。

今後は障害者の情報環境も大きく変化していくと思いますがAIなど新たな技術の活用を含めて、より充実した視覚障害者に対する情報提供を充実させていただくことを期待します。

## トークセッション

### ご発言を受けて

公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会 事業振興部長 原田 潔 氏

この法律は、先ほど申し上げましたように非常に幅広い内容を含んでいて、議員の方々の熱意もあって実現したい法律だと思っています。今後具体的にこの法律を利用して、情報アクセシビリティをどのように向上させていけるかが課題です。

障害者基本計画の中には考え方が盛り込まれましたが、情報アクセシビリティや、意思疎通支援の取り組みは従来も行われていたわけですので、それらをどのように発展させていけるかという観点が必要です。

例えば選挙での情報アクセシビリティや、インターネットを含めた動画のコンテンツ、また読書におけるアクセシビリティの向上など、課題は多くあります。そのためにこの法律を根拠としながら、各種のガイドラインや必要な法律の改正を実現するといった取り組みなどが求められてくると思います。

この法律は、先ほど育成会西副会長のお話もありましたが、さまざまな障害者団体が一緒になって取り組んできている経過もありますので、今後とも力を合わせていくのが大事だと思います。

また本日のセミナーには、さまざまな技術者や学識経験者の方々が多く参加されています。アクセシビリティの向上には、利用者、事業者、研究者が、共に取り組めるところは力を合わせていくことが効果的だと思います。この法律は、そのような取り組みを進めていく助けとなってくれるのではないのでしょうか。

なお障害者差別解消法との関係でいえば、アクセシビリティは合理的配慮（第7条、8条）よりは環境整備（第5条）に関わりの深い考え方かと思いますが、いずれにしても事業者にとっては負担となる部分もあろうかと思えます。ただ動画コンテンツを例に挙げても、字幕や音声解説などは障害者、高齢者、外国人などを含めて利用者は多く、販路を広げる役割も果たします。私も英語の動画を見るときは勉強のために英語字幕の付いたものをわざわざ探し、値段が高くてもそちらを選びます。そうした方向性については堤様もおっしゃったように、事業者と利用者に対立するのではなく、共に考え作り上げていければ実りも多いのではないかと私も思います。

## 特別報告

### エクアドルにおけるJICA事業について

株式会社アステム 執行役員 中谷 彰宏 氏

この間、JICAからのご支援をいただき実施して参りました「情報弱者のテレビ放送へのアクセスを保障する安心安全のための放送・通信インフラ普及・実証事業」についての報告をさせていただきます。この取り組みでは、エクアドルにアイドラゴン（手話や字幕を放送と合成して1画面で表示する装置）の機能を搭載したテレビを設置しテレビをアクセシブルにすると共に、災害時にも役立てようという事業です。

ここに置いてあるテレビですが、この事業で公共施設など約50の場所に設置し、現地に設立したNAC（National Accessibility Support Center）という団体がコンテンツを作成しています。このテレビはH.702の機能を搭載しています。

メニューを上から言うと、字幕のON・OFF、字幕の大きさの変更、字幕の文字色・背景色の変更、字幕の複数言語への対応、たとえばスペイン語や英語などを選択できるようになっています。



その次が手話のON・OFF、手話のサイズ変更、手話の位置変更を実装しています。アプリを立ち上げるとVODの一覧が表示されます。



この動画を再生すると、あらかじめ登録した手話や字幕が表示され、早送りをすると字幕、手話が追従して表示されるというようになっています。今回デモで見ていただいているのはVOD

ビデオに対して手話・字幕を出す機能ですが、本来は地上波放送にもライブで手話・字幕をつけることが可能です。今回はここでエクアドルの地上波を表示できないので省略させていただきます。

現在どのように使用しているかですが、今回の役所などの公共施設、ホテルのロビーなどに設置しており、政府関係などでお知らせしたい動画を提供いただき、手話・字幕を作成し、ご覧のように動画を視聴してもらっています。

また、ロビーにおいでいるので、VODを利用者に選択してもらうのではなく、あらかじめプログラムされた順番で動画を順番に繰り返し再生するサイネージのような使い方もできます。設定を変えるとVODを選ぶのではなく動画が順繰りに表示されるような状態にできます。これらのコンテンツは、すべてサーバ側で管理しており、どの端末にどの動画を見せるか、どの動画を繰り返しみてもらうかは、すべて遠隔から設定できるようになっています。

年末の避難訓練で使って高く評価していただいた機能としては、プレイリストの表示の状態になっていても遠隔のサーバーの設定で、テレビの置かれている場所からどこに避難すればいいかといった静止面にすぐに切り替える機能もあります。視聴者側でなにも操作しなくても遠隔にあるサーバーの設定で、指定の避難経路や皆さんが避難する地図を表示できる機能があります。



この機能は、昨年10月に現地で行われた防災訓練でも実演しました。エクアドルとコロンビアの国境付近で、地震が発生したと想定し、沿岸地域とガラパゴス諸島で津波の避難訓練を行いました。その際、首都キトでサーバーの設定をして、沿岸地域にある、マンタ市内のテレビの画面を、それぞれの設置場所で指定されている避難経路の画面に切り替えました。現地の災害関係の省庁である、SNGREからも高く評価していただきました。

このあとの課題と今後の発展ですが、現在、公的な協力機関での認識は高まっていますが、持続的にNACの活動を継続するために、民間へのニーズも拡大するというのが課題となっています。またアプリケーションで作っていますので、表示できる端末を増やすためテレビメーカーとの話し合いも行っています。また、今回アプリケーションとして構築しましたので、エクアドルだけではなく他の国での展開も見えてきたかと思います。

最後に、このコロナ渦で弊社スタッフが現地に行けない中、現地人材がNACを立ち上げ、テレビ設置サイトとの調整・設置工事を行い、また、これまでエクアドルにはなかった字幕付与という、現地スタッフの奮闘に敬意を表します。またそれを実際に稼働させるために協力していただいた、現地機関・ATDO・ネイチャーインクルーシブの皆様、そして事業にご支援いただきました、JICAの皆様にも、この場をお借りしてお礼申し上げます。ありがとうございました。

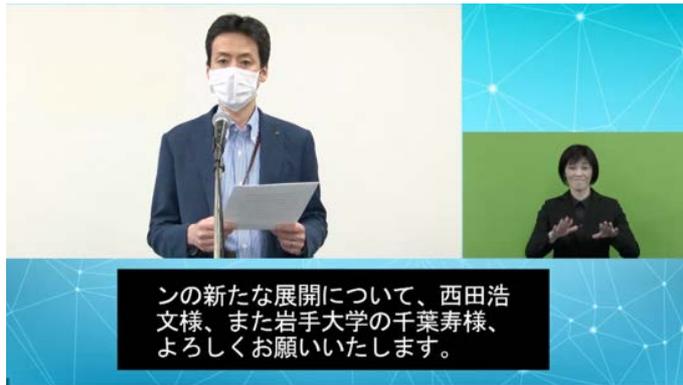
## 特別報告

### アイ・ドラゴンの新たな展開

認定NPO法人障害者放送通信機構事務局長 西田 浩文 氏

## 「アイ・ドラゴン4」における 防災システムの新たな展開

認定NPO法人  
障害者放送通信機構  
西田 浩文



私どもの団体の設立経緯を簡単にご説明いたします。1995年阪神淡路大震災の時、生放送のニュースに字幕はなく、聴覚障害者の皆さんが様々な情報を取得していた「手話ニュース」は安否情報に充てられてしまい、震災に関する情報が入って来なくなりました。そのような苦い経験から、1998年9月、全

日本ろうあ連盟、全難聴、アステムの3者でCS障害者放送統一機構という団体を立ち上げ、「テレビ放送の情報保障」と「聴覚障害者による情報発信」の2本柱で活動を行っており、今年で設立25年目を迎えます。番組名を「目で聴くテレビ」と命名し、その受信機として「アイ・ドラゴン」が開発されました。今年に関東大震災から100年が経ち、ますます防災意識の向上が必要になっています。

## 認定NPO法人障害者放送通信機構について

- ・1995年 阪神淡路大震災  
当時、生放送のニュースに生字幕はなかった
- ・1998年9月  
(財)全日本ろうあ連盟  
(一社)全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 (株)アステム  
⇒CS障害者放送統一機構設立 **今年で設立25年目**  
番組名「目で聴くテレビ」 受信機「アイ・ドラゴン」



そのような中、昨年「アイ・ドラゴン」のメーカーである株式会社アステムと国立大学法人 岩手大学・大学共同利用機関法人 自然科学研究機構 分子科学研究所の3者で「アイ・ドラゴン4」の機能を広範囲に警報周知するシステムへと機能を拡張する可能性に関する共同研究を締結しました。昨年1

1月に行われた実証実験では、この理念における具体化が確認できたことが大変大きな意味をもつものと考えています。

また岩手県ではこのシステムをホテルや避難所に導入する動きがでてきております。このシステムは聞こえない人はもちろんのことですが聞こえる人、高齢者にも役立つシステムですので、今後、避難所等に設置いただければと考えています。

## 「アイ・ドラゴン」を使った防災の新たな動き

■昨年、受信機「アイ・ドラゴン」のメーカーであるアステムと  
国立大学法人 岩手大学・  
大学共同利用機関法人 自然科学研究機構 分子科学研究所  
「アイ・ドラゴン4」の機能を広範囲に警報周知するシステムへと  
機能を拡張する可能性に関する共同研究」を締結

⇒Jアラートと「アイ・ドラゴン」テレビコントローラー  
(岩手大学・分子科学研究所開発)を連携させたシステム

## メディア掲載



# メディア掲載



実証実験の様子はNHKの盛岡や昨年11月に行われたシステムの実証実験は、NHK盛岡や、1月10日岩手日報の第一面、17日の第10面、日本聴覚障害者新聞2月1日付、その他メディアでも大きく取り上げられ、大きな期待が寄せられています。それでは、システム等の詳しいご説明を岩手大学の千葉先生にお願いしたいと思います。

## Jアラートとアイ・ドラゴン、テレビコントローラーの連携システム

岩手大学 千葉 寿 氏

### 緊急情報を多くの人に知らせる ～岩手県での取り組み～

災害情報を多くの人に瞬時に伝達する仕組みを作りたい

岩手大学、分子科学研究所、(株)アステム、岩手県聴覚障害者協会、盛岡市

岩手大学 千葉 寿



システムの動作に関するご説明をさせていただきます。まず、この写真にあるのが、今現在盛岡市で利用されている防災ラジオです。防災ラジオというのは、通常時は消えている、もしくは、普通のラジオ放送を視聴できるものですが、いざ国や自治体からJアラートや災害情報が発表された際には、消えている状態からでも、自動的に立ち上がり、緊急情報を伝えてくれるものです。ただし、あくまでもラジオという利用方法ですので、その周囲にいる人にしか情報を伝えることができない、またFMラジオ電波の環境によっては市内全域をカバーできないという課題もありました。

我々はこれらの課題を解決するため、防災ラジオの起動に連動しテレビを自動的に立ち上げるなどすることで、より多くの人に正しい情報伝達をする仕組みについて盛岡市と共同で研究

## 防災ラジオとは？

キーワード

## 「盛岡市防災ラジオ」とは？



国が発令する「Jアラート」  
盛岡市が発令する「災害情報」等



ラジオが自動起  
動

### 【課題】

- ・近くにいないと聞こえない
- ・FMラジオ電波が届かないエリアでは使えない

を進めてきました。その中で岩手県聴覚障害者協会の皆さんとも意見交換を重ね、ラジオの音で情報取得が難しい聴覚障害者にはどうすればいいだろうかということで様々な意見をいただきました。

## (株)アステムの聴覚障害者情報保障支援機器 アイ・ドラゴン4とテレビ制御器との連携

目で聴く  
テレビ



インターネットに接続されている



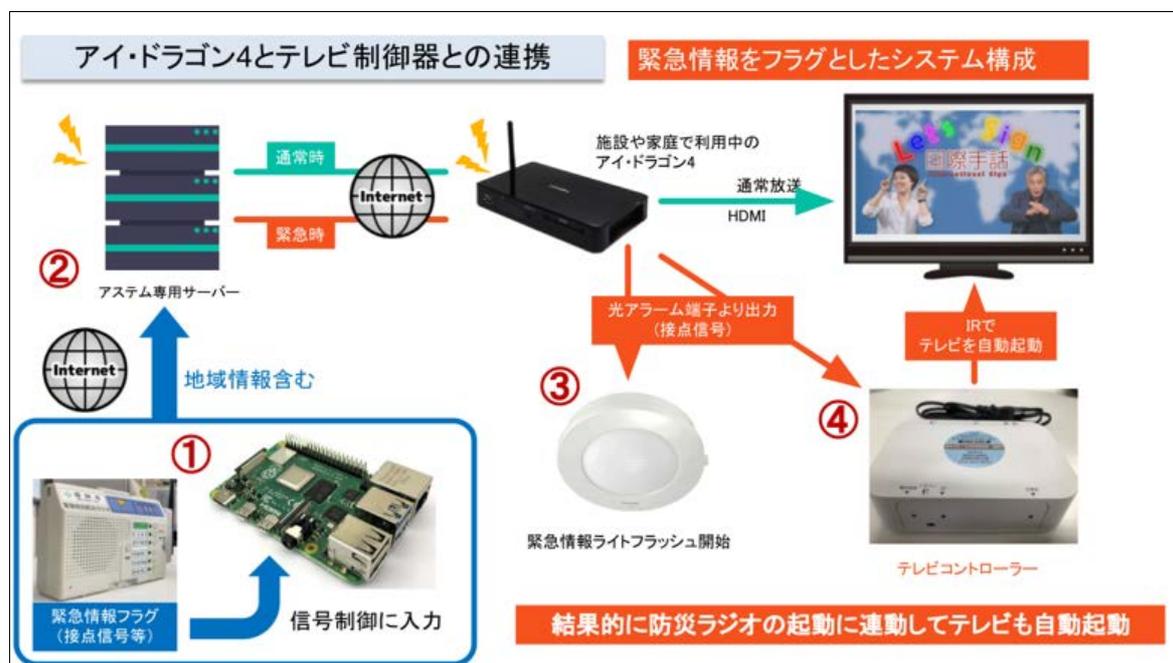
防災ラジオ



アイ・ドラゴン4

その際に「こんな装置もあるよ！」ということでご紹介していただいたのが「アイ・ドラゴン」であり、そこで初めてこのような機器の存在を知ったということになります。非常に興味を持ちました。防災ラジオだけでは難しい広範囲への情報伝達という課題を持っていた我々と、既にアステム社が全国で利用展開している「アイ・ドラゴン4」とをインターネットを介して

連携することができれば Jアラート等の警報をより広範囲に伝達する仕組みはできないだろうか？という発想になったわけです。



その仕組みについてこれからご紹介します。まず左下、1番。まず緊急地震速報などの Jアラートが発表された際にはスマホからの通知などと一緒に盛岡市の防災ラジオも自動的に起動します。この防災ラジオにはラジオが立ち上がったことを外部に知らせるための信号を出力する端子がついていて、その端子に今回我々が独自に開発した専用端末を接続します。

②です。そうすると防災ラジオが起動すると直ちに、この端末から特殊な信号が送信されるわけですが、その送信先はインターネットを介してアステムが管理する専用サーバーになります。その際にはエリア情報やサーバーの状態を識別するための信号が同時に送信されます。このようにして送信された信号はサーバー上で処理され、全国にあるアイ・ドラゴンに緊急情報の発表を知らせることができます。

ここでポイントになるのは、例えば盛岡市の防災ラジオが起動した場合には盛岡市内にあるアイ・ドラゴン4だけがそれを受信するようにも設定できるということです。そのため緊急情報を通知したい地域だけに選択的に知らせるということもできます。通常は盛岡市の防災ラジオが立ち上がったからといって東京や大阪にあるアイ・ドラゴンが動き始めるということはありません。

③です。またこのアイ・ドラゴンはライトを点滅させる機能も持っていて、アイ・ドラゴンが起動したことを光の点滅で知らせてくれるため聴覚障害者や高齢者でも緊急情報の発表に素早く気がつくことができます。

④です。さらにここからが今回の新しい特徴的な機能になるのですが、テレビを自動的につけたりチャンネルを変えるための機械「テレビコントローラー」も接続できるようになりました。すなわちJアラートなどにより防災ラジオ等を介してアイ・ドラゴンが自動起動すると消えているテレビが自動的について、さらにNHKに自動的にチャンネルを合わせることができます。このような機能によって気がついたときにはすでに緊急情報を伝えるNHKを視聴できる状態になっているため正確な情報を得ながら、素早い行動を起こすことができることとなります。

ここで外出中や旅行中にはテレビがずっとついてしまうの？と疑問を感じる方もいると思いますが、この機械には動作を自動的に切り替えてくれる機能も本システムの特徴の一つということになります。



今日は防災ラジオの起動に連動してアイ・ドラゴンを動かし、テレビが自動的について情報伝達するという例をご紹介しました。現在でも開発が進んでおり、例えばベッドを振動させたりパトライトを回したりということもできるようになってきました。どんなことが起こっているか通知する防災システムになっています。

私、もともとこういう研究が専門ではなかったのですが、東日本大震災から色々なことを考えるようになり、それから防災にかかわる仕事をするようになりました。あるとき、聴覚支援学校の生徒さんにこの機械の説明をすることがありました。真剣な眼差しで質問してくれた少女がいたんですが、私はその手話が全くわからず、自分で受け答えできず、非常に悔しい思いをした記憶があります。このときにこの子たちは、日常的にこんなにも不安や、心配を抱えて

生きているんだということに、改めて気づいたということがありました。それから本当に困っている人がこのような技術により、災害が起こったときに、少しでも安心して暮らせる社会になればいいなと考えるようになりました。

こういった研究会を通して、大学、企業が協力してそうした社会を作っていければいいと思っています。その点でも、本日の研究会では、人は一人では生きていけない、当たり前のことですが改めて勉強させていただきました。ありがとうございました。

## 閉会挨拶

沖電気工業株式会社 映像配信事業責任者 山本 秀樹 氏



障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が昨年、法律としてできて世の中に広く行き渡りました。今後、世の中にきちんと普及して実際にそのアクセシビリティが充実したコミュニケーションができるようになるために、本日のセミナーが開かれたと考えております。

冒頭には慶應義塾大学大学院特任教授の川森様からITUで最近進んでいるアクセシビリティに関する標準をご紹介いただきました。続いて、日本障害者リハビリテーション協会原田事業振興部長様からは障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法からのご説明、背景等をご説明いただきました。その後コーディネーターとしましてブロードメディア株式会社堤様のもと、全日本ろうあ連盟の河原様と全国手をつなぐ育成会連合会の西様、聴覚障害者に対する期待、また知的障害者への期待をご説明いただきました。

その後、報告としましてアステム中谷様からアステム様が国内で展開されてきました視聴覚障害者用のアイ・ドラゴンの技術をJICAを經由してエクアドルで実際に展開されている様子をご説明いただきました。もともと「目で聴くテレビ」が阪神大震災の聴覚障害の方の困ったことを助けるために始めておられます。同様に理念のもと、JICAを使つてのエクアドルでの防災への活用を実際にも実証されるまで進んでいることを報告いただきました。障害者放送通信機構の西田様からはアイ・ドラゴンを使った昨年11月の岩手での実証実験の概要をご説明いただき、こういうものをホテルや避難所に設置する動きが始まっているとのことで驚きました。具体的な内容としては岩手大学の千葉先生から緊急情報をいかに障害者の方に速く伝えるか。アイ・ドラゴン4とテレビコントローラーを組み合わせでプッシュ型で緊急災害時にNHKの放送を起動するという内容の説明をいただきました。

このように冒頭、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法を活かすべく、本日さまざまな新しい取り組みをご紹介いただきました。このようなセミナー、ワークショップを通してこの情報をまた皆さまの日々の活動に生かしていただきまして、また新たなアイデアでこの技術をもとに情報アクセシビリティ・コミュニケーションがスムーズに進んでいくことを期待したいと思います。

このIPTVアクセシビリティコンソーシアムはこの法律をきちんと進めるうえでの活動を続けていくことになるかと思ひます。引き続きどうかよろしくお祈ひします。